

令和4年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

文化スポーツ部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
文化芸術振興課	アール・ブリュットおよび信楽焼展示コーナー運営業務委託	アール・ブリュットおよび信楽焼展示コーナー運営業務	令和4年12月16日 ~ 令和5年3月31日	NOTA&design	5,138,100	本事業はアール・ブリュットおよび信楽焼の魅力効果を効果的に発信し、文化観光による周遊を促進するもので、専門的な知識・技術に基づく企画の提案を受けて実際の業務内容を確定、実施するものであり、競争入札に適しないことから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を決定したため。	2	4
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査委託(大門池南遺跡)	埋蔵文化財発掘調査委託(大門池南遺跡)	令和4年11月14日 ~ 令和5年3月24日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	16,186,500	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体であるため。	2	3イ
文化財保護課	埋蔵文化財発掘調査委託(太田遺跡ほか)	埋蔵文化財発掘調査委託(太田遺跡ほか)	令和4年11月16日 ~ 令和5年3月24日	公益財団法人滋賀県文化財保護協会	18,749,500	埋蔵文化財の価値には高い公共性があり、発掘調査は公共機関もしくは公的機関が実施することとなっているが、県にはその体制がなく、県下では公益財団法人滋賀県文化財保護協会が唯一この業務を行うことができる団体であるため。	2	3イ
美術館	「川内倫子:M/E 球体の上 無限の連なり」展覧会関連業務委託	「川内倫子:M/E 球体の上 無限の連なり」展覧会関連業務委託	令和4年10月11日 ~ 令和5年3月31日	株式会社朝日新聞社	7,197,040	株式会社朝日新聞社企画として当館およびその他の美術館を巡回する展覧会であり、会場の設営等に係る当該業務については、展覧会としての統一的なコンセプトのもと実施される必要があり、企画者である朝日新聞社にしか履行できないため。	2	3イ